

平成 27 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名：株式会社しまむら
(コード：8227 東証第 1 部)
代表者名：代表取締役社長 野中 正人
問合せ先：企画室長 柳沢 淳一
(TEL：048-652-2131)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 5 月 14 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 経営の効率化と業務執行の充実を目的として執行役員制度を導入いたします。
導入に伴い、現行定款第 22 条代表取締役及び役付取締役第 2 項の役付取締役の事項を削除するものであります。また、現行定款第 24 条員数に定める員数を 14 名から 10 名以内に改めるとともに、執行役員の地位や職務を明確にするため、定款第 30 条から第 34 条まで執行役員に関する規定を新設するものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、また、適切な人材を招聘できるよう、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を定款第 25 条社外取締役及び社外監査役との責任限定契約として新設するものであります。
- なお、この規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。また、この規定の新設に伴い、現行定款の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
第 4 章 取締役会及び監査役会 第 22 条 代表取締役及び <u>役付取締役</u> (1) 代表取締役は、取締役会の決議によって定める。 (2) 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長 1 名を定めるほか、 <u>必要に応じて取締役会長 1 名、専務取締役及び常務取締役を各若干名定めることができる。</u>	第 4 章 取締役会及び監査役会 第 22 条 代表取締役及び <u>取締役</u> (1) (現行どおり) (2) 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長 1 名を定める。

現行定款	変更案
第 5 章 取締役及び監査役 第 24 条 員数 当社は取締役 <u>14</u> 名以内、監査役 5 名以内を置く。 (新設) 第 25 条～第 28 条 (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	第 5 章 取締役及び監査役 第 24 条 員数 当社は取締役 <u>10</u> 名以内、監査役 5 名以内を置く。 第 25 条 責任限定契約 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 26 条～第 29 条 (現行どおり) 第 6 章 執行役員 第 30 条 執行役員 <u>(1) 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。</u> <u>(2) 当社と執行役員の関係は、委任に関する規定によるものとする。</u> 第 31 条 選任 <u>取締役会は、代表取締役社長を執行役員とするほか、執行役員を選任し、取締役会の決定した業務の執行を行わせることができる。</u> 第 32 条 執行役員の責務 <u>取締役会及び取締役は、執行役員の職務を監督し、必要な指示命令を行い、執行役員は業務の執行を 1 ヶ月に 1 回以上取締役に報告するものとする。</u> 第 33 任期 <u>(1) 執行役員の任期は 2 年とする。</u> <u>(2) 取締役会は、執行役員を任期の途中であつても解任することができる。</u>

現行定款	変更案
(新設)	第 34 条 執行役員規程 <u>取締役会は、執行役員に関するその他の必要事項について、執行役員規程を定めるものとする。</u>
第 6 章 計算 第 29 条～第 31 条 (条文省略)	第 7 章 計算 第 35 条～第 37 条 (現行どおり)

3. 日程

取締役会決議日	平成 27 年 4 月 20 日
定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 5 月 14 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 5 月 14 日

以上